

岩手県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

岩手県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

岩手県交通安全対策会議条例（昭和45年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員及び特別委員)</p> <p>第3条 県の部内の職員のうちから指名される委員<u>並びに</u>市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の定数は、それぞれ8人以内<u>及び</u>3人以内とする。</p> <p>2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、<u>補欠の委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>(幹事)</p> <p>第4条 交通安全対策会議に、幹事<u>27人</u>以内を置く。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(委員及び特別委員)</p> <p>第3条 県の部内の職員のうちから指名される委員、<u>市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに知事が必要と認める者として任命される委員</u>の定数は、それぞれ8人以内、<u>3人以内及び2人以内</u>とする。</p> <p>2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員<u>並びに知事が必要と認める者として任命される委員</u>の任期は、2年とする。ただし、<u>欠員が生じた場合における補欠委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>(幹事)</p> <p>第4条 交通安全対策会議に、幹事<u>29人</u>以内を置く。</p> <p>2～4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日から平成27年3月31日までの間に知事が必要と認める者として任命される委員（岩手県交通安全対策会議条例第3条第2項ただし書に規定する補欠委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。